

地域集会施設建設費等補助金の手続きの流れについて

【工事を伴う事業の場合】

自…自治会 市…市

【前 年 度】

- ① 事業協議書の提出

前年の8月末までに提出をお願いいたします。(見積書を添付していただきますが、出来るだけ精査した見積書の提出をお願いします。)

- ② 計画された事業に応じた補助額を、次年度予算編成時に要求いたします。

【事業実施年度】

- ① 補助金交付申請書の提出

補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書等を市に提出していただきます。
(見積書等を添付していただきます。)

- ② 申請書類を精査し、自治会長あてに「補助金交付決定通知書」を通知します。

- ③ 「補助金交付決定通知書」を受取後に、着手していただきます。交付決定前には着手しないでください。

- ④ 着手届の提出

着手日を確認する書類です。着手後、速やかに提出していただきます。

工事内容等に変更が生じた場合は、直ちに御連絡ください。

- ⑤ 工事終了(完成)

事業が終了(工事終了)しましたら、速やかに提出する書類です。完成写真等を添付していただきます。

- ⑥ 完成届及び請求書の提出

- ⑦ 補助金を自治会口座へ入金します。

- ⑧ 施工業者等へ支払います。

- ⑨ 事業実績報告書を提出

領収書を添付していただきます。